

表 影響の審査、情報公開および市民関与の制度の例

法律名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	瀬戸内海環境保全特別措置法	南極地域の環境の保護に関する法律	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	海岸法	環境影響評価法
制度名	産業廃棄物処理施設の設置許可	特定施設の設置許可	南極地域活動計画の確認	第一種使用規定の承認	海岸保全基本計画の策定	環境影響評価
目的	廃棄物の排出抑制・適正処理等を通じた生活環境保全・公衆衛生向上	瀬戸内海の環境保全	南極地域における活動規制等による南極地域の環境保護	遺伝子組換え生物使用規制等による生物多様性の確保	海岸環境の整備保全、公衆による海岸の適正利用	事業による環境保全への配慮の確保
影響の審査に関する制度内容	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設を設置する場合、都道府県知事の許可が必要 許可要件として、周辺地域への生活環境影響調査の実施義務 	<ul style="list-style-type: none"> 水濁法で定める特定施設（公共用水域へ水を排出する施設）を設置する場合、府県知事の許可が必要 許可要件として、設置に係る環境影響評価の実施義務 	<ul style="list-style-type: none"> 南極地域活動計画の作成、および環境大臣による同計画の確認 同計画の内容である、南極地域活動に係る環境影響の調査・予測・評価（任意規定） 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え生物等の屋外利用等をする者に対して、使用規程の策定、および主務大臣による審査・承認 承認要件として、生物多様性への影響評価、および主務大臣への評価書提出 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が海岸保全基本計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニング 評価方法の決定(スコーピング) 影響評価の実施 評価結果（準備書）の検討と評価書の作成 対象事業への反映
影響評価の実施主体	許可申請者 (産業廃棄物処理施設設置事業者)	許可申請者 (特定施設設置事業者)	確認申請者 (南極地域で活動しようとする者)	承認申請者 (遺伝子組換え生物を使用する者)	都道府県知事	事業者
情報公開						
(1)制度						
①実施主体	都道府県知事	府県知事	環境大臣	主務大臣	都道府県知事	事業者
						方法書 準備書 評価書
②公表	○ (告示)	○ (告示)	○ (公告)	○ (告示)	—	○ ○ ○
③縦覧	○	○	○	—	—	○ ○ ○
④説明会等	—	—	—	—	○ (公聴会)	— ○ —
(2)段階						
①影響評価過程	—	—	—	—	△ (計画策定時)	○ ○ —
②影響評価後	○	○	○	○	—	— — ○
(3)方法	<ul style="list-style-type: none"> 告示方式に関する定めなし 縦覧場所は告示で指定 →実際には都道府県内の複数箇所で行われる 	<ul style="list-style-type: none"> 告示方式・縦覧場所に関する定めなし →実際には府県公報で告示し、府県施設および特定施設設置場所の市町村で縦覧実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公告：官報に掲載 縦覧場所に関する定めなし →実際には環境省にてインターネット・郵送による情報提供あり 	<ul style="list-style-type: none"> 公表：告示（官報に掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策につき特に定めなし →実際には都道府県内の複数箇所で行われる 	<ul style="list-style-type: none"> 公告：官報、自治体公報・広報紙、新聞への掲載等 縦覧：事業者事務所、自治体施設等適切な施設で実施 説明会：参加者の参集の便を考慮して会場を決定
市民関与						
(1)市民の作用対象	都道府県知事	府県知事	環境大臣	—	都道府県知事	事業者
						方法書 準備書 評価書
(2)段階						
①影響評価過程	—	—	—	—	△ (計画策定時)	○ ○ —
②影響評価後	○	○	○	—	—	— — —
(3)関与形態	意見書提出	意見書提出	意見書提出	— ※	公聴会での意見申出	意見書提出
(4)関与の資格制限	あり (当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者)	あり (当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者)	なし	—	あり (関係住民)	なし (環境保全の見地から意見を有する者)
(5)市民生活との関連性、関係地域の想定	<ul style="list-style-type: none"> 施設立地予定場所周辺の住民は直接の利害関係を有する 同じ都道府県に居住する住民にも立地による生活環境保全・公衆衛生向上の利益あり 	<ul style="list-style-type: none"> 施設立地予定場所周辺海域の利用者は直接の利害関係を有する 周辺住民にも立地による生活環境に関する利害関係あり 瀬戸内海の海洋保全の観点からすれば、瀬戸内海沿岸住民にとって利害関係があることになる 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的活動を想定する場所が南極であり、限定された地域の市民生活と直接には関連性をもたない 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え生物が環境中に広く拡散する事態を想定するものであり、限定された地域の市民生活と直接には関連性をもたない 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸付近の住民には直接の利害関係あり。 それ以外の市民にも海岸における自然環境・生活環境保全の利益あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容により、通常は地理的経済的に直接利害関係を持つ市民が存在する
関連条約	—	—	環境保護に関する南極条約議定書	生物の多様性に関する条約のバイセーフティに関するカルタヘナ議定書	—	—
影響の審査及び市民関与の規定	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 南極地域での活動による環境影響の事前評価 環境影響評価書等の情報を一般に利用可能なものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え生物の放出に先立って危険性評価等の実施 遺伝子組換え生物に関する意思決定過程における公衆の意見募集、結果公表 	—	—

※：同法は評価書に対する意見陳述の機会を設けてはいないが、一般的規定として「国は、この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、生物多様性影響の評価に係る情報、前条の規定により収集し、整理し及び分析した情報その他の情報を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。」と定めている(35条)。